

# 食品表示法の執行の流れ

立入検査等

- ・内閣総理大臣…立入検査、報告徴収、物件提出、収去(第8条第1項)
- ・農林水産大臣(酒類以外の食品)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第2項) 等
- ・財務大臣(酒類)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第3項)

※権限の委任 内閣総理大臣 → 消費者庁長官(法第15条) → 都道府県知事等(政令第6条、第7条)  
 農林水産大臣 → 地方農政局長(政令第3条)、都道府県知事・指定都市の長(政令第5条)  
 財務大臣 → 国税庁長官(政令第2条) → 国税局長等(政令第4条)

指示・命令

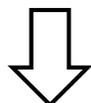
表示事項を表示せず  
又は遵守事項を遵守しなかった場合



「指示及び指導並びに公表の指針」

**指示**  
(第6条第1項、第3項)

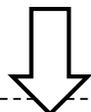
消費者庁  
農林水産省  
財務省  
(都道府県等)



**命令**  
(第6条第5項)

消費者庁  
(都道府県等)

命令違反



1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第20条)  
【法人】1億円以下の罰金(第22条)

原産地(原材料の原産地を含む。)の虚偽の表示

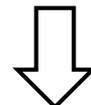


2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(第19条)  
【法人】1億円以下の罰金(第22条)

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について、食品表示基準に従った表示をしない場合

緊急の必要性

(生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止)



「法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針」

**回収等命令**  
(第6条第8項)

消費者庁  
(都道府県等)

命令違反



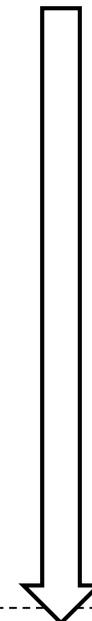
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科(第17条)  
【法人】3億円以下の罰金(第22条)

表示違反



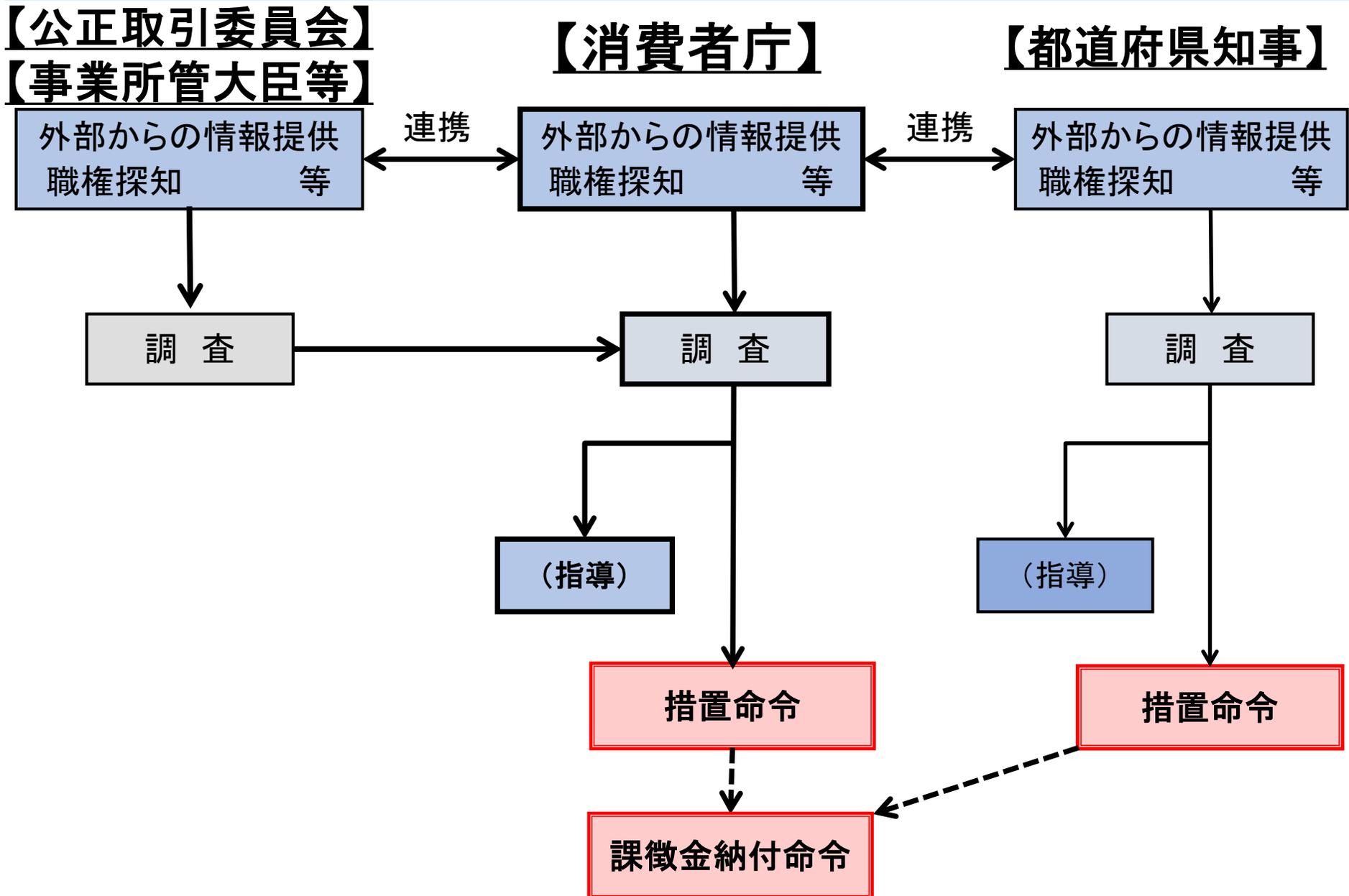
2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科(第18条)  
【法人】1億円以下の罰金(第22条)

立入検査等を拒んだとき



50万円以下の罰金(第21条)  
【法人】50万円以下の罰金(第22条)

罰則



(注)措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

# 景品表示法の違反事例(優良誤認表示の例)

葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の販売事業者16社に対する措置命令  
 <平成29年11月7日公表>及びうち9社に対する課徴金納付命令<平成30年1月19日公表>について

表示例：株式会社太田胃散のウェブサイト



表示例：株式会社CDグローバルのウェブサイト

【現状の生産状況ならびにお客様へのお願い】

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日販売を開始しました「葛の花イソフラボン青汁」につきまして、弊社の予想を大きく上回るご注文を頂いており、生産が間に合わない状態が続いております。

つきましては、大変心苦しいのですが、当面の間、お一人様3箱までのご購入とさせていただきます。

日ごろご愛顧頂いているお客様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたします事深くお詫び申し上げます。

今後も引き続き弊社商品をご愛顧頂きますよう、よろしくごお願い申し上げます。

株式会社CDグローバル 社員一同

先日販売を開始しました「葛の花イソフラボン青汁」につきまして、弊社の予想を大きく上回るご注文を頂いており、生産が間に合わない状態が続いております。

16社が販売している機能性表示食品について、あたかも、対象商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪(及び皮下脂肪)の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでの腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、16社に対し、それぞれ当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、16社から資料が提出されたが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

株式会社CDグローバルが販売している機能性表示食品について、あたかも、対象商品の販売数量に関する具体的な予想を立て、当該予想販売数量を上回るほどの相当程度多数の注文を受けているかのように示す表示をしていた。

⇒実際には、具体的な数値予想を立てておらず、表示期間中における注文数は僅少であった。

➡ 16社中9社に対して、課徴金納付命令を実施(合計1億1088万円)